

高年齢労働者待遇改善促進助成金

雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保を推進する観点から、60歳から64歳までの高年齢労働者の待遇の改善に向けて就業規則等の定めるところにより高年齢労働者に適用される賃金規定等の増額改定に取り組む事業主に対して助成されます。

助成対象者

- ① 賃金規定等改定計画書の認定で認定された者。ただし、除外対象者（※1）は除きます。
- ② 支給申請日において、継続して支給対象事業主に雇用されている者。
- ③ 増額改定した賃金規定等を適用している者。

（※1）除外対象者とは下記のとおりです。

- ・ 支給申請日に既に離職している者
- ・ 支給対象期の末月の前月までに高年齢雇用継続基本給付金の支給が終了した者
- ・ 60歳到達時賃金月額が前職の賃金月額で登録されている中途採用者で事業主の判断により算定対象労働者から除外した者
- ・ 労働者の希望により雇用形態が変更になり、賃金規定等改定日後も高年齢雇用継続給付金を受給する者

支 給 額

支給額増額改定した賃金規定などを適用した年度により以下の助成率で支給します。

【令和3年度または令和4年度】

AからBを引いた額に、4／5（中小企業以外は2／3）を乗じた額（100円未満切り捨て）

【令和5年度または令和6年度】

AからBを引いた額に、2／3（中小企業以外は1／2）を乗じた額（100円未満切り捨て）

A	賃金規定等改定の措置に基づき増額された賃金が支払われた日の属する月前6か月間に算定対象労働者が受給した増額改定前の賃金の額で算定した高年齢雇用継続基本給付金の総額
B	賃金規定等を増額改定後、各支給対象期において当該算定対象労働者が受給した増額改定後の賃金の額で算定した高年齢雇用継続基本給付金の総額

支援要件

- ① 就業規則等の定めるところにより賃金規程等を改定し、すべての算定対象労働者の1時間当たりの毎月決まって支払われる賃金を60歳時点の1時間当たりの毎月決まって支払われる賃金と比較して75%以上に増額する措置を講じている事業主であること。

なお、賃金規程改定後の1時間当たりの毎月決まって支払われる賃金は、支給対象期6か月における毎月決まって支払われる賃金の額を当該6か月間における所定労働時間数で除して算出するものとする。

また、60歳時点の1時間当たりの毎月決まって支払われる賃金は、60歳到達時点の直前の完全賃金月6か月の間に支払われた毎月決まって支払われる賃金の額を当該6か月間における所定労働時間数で除して算出するものとする。

- ② 賃金規程等の改定により増額された毎月決まって支払われる賃金が支払われた日の属する月の直前6か月間を支給対象期間として算定対象労働者が受給した高年齢雇用継続基本給付金の総額より賃金規程等の改定により増額された毎月決まって支払われる賃金が支払われた日の属する月以降6か月間を支給対象期間として算定対象労働者が受給した高年齢雇用継続基本給付金の総額が減少している事業主であること。
- ③ 支給申請日において改定後の賃金規程等を継続して運用している事業主であること。

主な用件を記載しています。詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省HP 「事業主のための雇用関係助成金」

沖縄労働局HP 「助成金について」

パンフレット：雇用・労働分野の助成金のご案内（詳細版）